

第 16 避難器具

1 用語の定義

- (1) 「取付部」とは、避難器具を取り付ける部分をいう。
- (2) 「取付部の開口部の大きさ」とは、避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。ただし、救助袋にあっては、取付部の開口部の有効寸法をいう。
- (3) 「操作面積」とは、避難器具を使用できる状態にするための操作に必要な当該避難器具の取付部付近の床等の面積をいう。
- (4) 「降下空間」とは、避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面その他の降着面（以下この第 16 において「降着面等」という。）までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいう。
- (5) 「避難空地」とは、避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地をいう。
- (6) 「避難通路」とは、避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路をいう。
- (7) 「取付け具」とは、避難器具を固定部に取り付けるための器具をいう。
- (8) 「避難器具用ハッチ」とは、金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。
- (9) 「避難器具専用室」とは、避難はしご又は避難用タラップを地階に設置する場合の専用の室をいう。
- (10) 「固定部」とは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分をいう。

2 設置方法

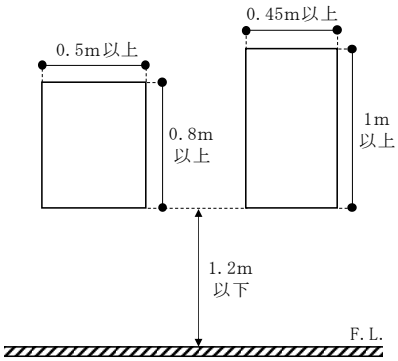
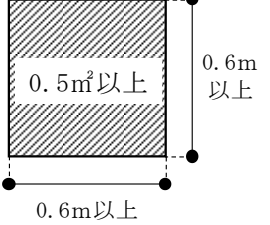
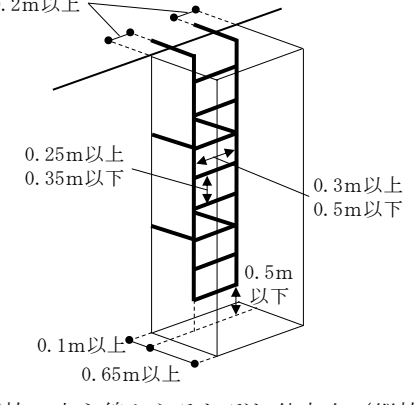
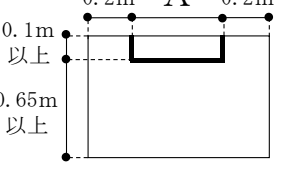
避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準は、関連規定によるほか、次によること。

関 連 規 定		
令第 25 条	第 2 項	第 2 号、第 3 号
規則第 27 条	第 1 項	第 1 号から第 10 号
その他	「避難器具の基準」（昭和 53 年消防庁告示第 1 号） 「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成 8 年消防庁告示第 2 号）	

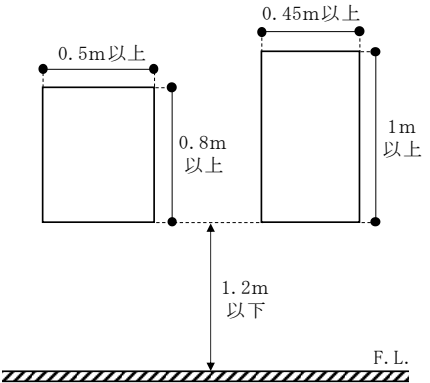
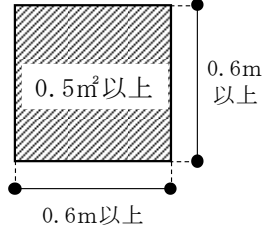
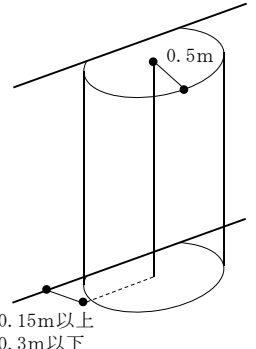
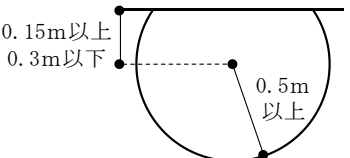
(1) 設置位置等

ア 「避難器具の基準」（昭和 53 年消防庁告示第 1 号）及び「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成 8 年消防庁告示第 2 号。以下この第 16 において「2 号告示」という。）の規定による各避難器具の設置位置、構造、取付部の開口部の大きさ、操作面積、降下空間、避難空地、避難通路等は、第 16－1 表によること。

< 第 16-1 表 >

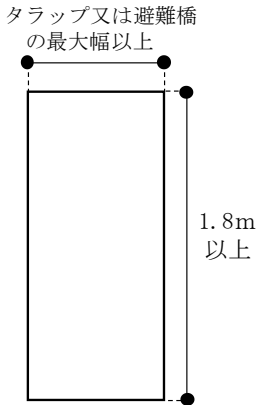
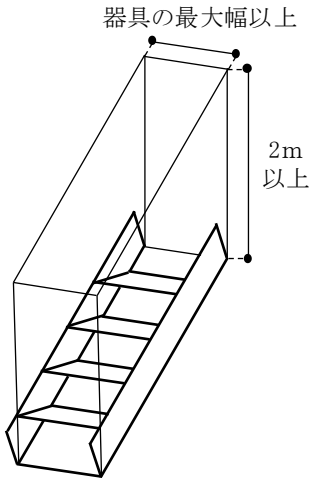
避難はしご（避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごを除く。）	取 付 部	
	開口部の大きさ	操 作 面 積
	 ① 床面の部分に設ける場合は、直径 0.5m 以上の円が内接することができるものであること。 ② 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m 以下の高さとする。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合は、この限りでない。 ③ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、窓、扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものについては、この限りでない。	 ① 器具の水平投影面積は操作面積から除く。 ② 避難はしごの操作に支障がないこと。
	降下空間	避難空地
	 ① 縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が 1 本のものについては、横棧の端からそれぞれ外方向）に 0.2m 以上及び器具の前面から奥行 0.65m 以上の角柱形の範囲。	 A は器具の幅 ① 降下空間の水平投影面積以上の面積。 ② 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1m を超えるものにあつては、1m）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。
	【その他】 ① つり下げ式の避難はしごは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあつては、この限りでない。 ② 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とする。ただし、避難はしごの上端と架空電線との間隔は 2m 以上とすること。ただし、当該架空電線の部分を絶縁性能を有するもので保護する等安全と認められる措置を講じた場合は、この限りでない。 ③ 避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿ったからばりをいう。以下この第 16-1 表において同じ。）の部分に設けること（避難器具専用室内に設ける場合を除く。）。	

避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご	取 付 部	
	開口部の大きさ・操作面積	
	① 器具の水平投影面積は操作面積から除く。 ② 避難はしごの操作に支障がないこと。	
	降下空間	避難空地
	① 避難器具用ハッチの開口部から降着面等まで当該避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲。 【その他】 ① つり下げ式の避難はしごは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあつては、この限りでない。 ② 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること（避難器具専用室に設ける場合を除く。） ③ 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。 ④ 下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上1.8m以上の位置であること。	

緩降機 (多人数用を除く。)	取 付 部	
	開口部の大きさ	操 作 面 積
	 ① 床面の部分に設ける場合は、直径 0.5m 以上の円が内接することができるものであること。 ② 壁面に設ける開口部の下端が、床面から 0.5m 以上の場合、避難上支障がないように固定又は半固定のステップ等を設けること。 ③ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、窓、扉等が緩降機の使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、緩降機の使用及び降下に支障を生じるおそれのないものについては、この限りでない。	 ① 器具の水平投影面積は操作面積から除く。 ② 緩降機の使用に支障がないこと。
	降下空間	避難空地
	 ① 器具を中心とした半径 0.5m の円柱形の範囲。ただし、0.1m 以内で避難上支障のない場合若しくは 0.1m を超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合は、降下空間内に突起物を設けることができる。 ② 降下空間及び避難空地を他の緩降機と共用する場合は、器具相互の中心を 0.5m まで近接させることができる。	 ① 降下空間の水平投影面積以上の面積。 ② 避難空地には、当該避難空地の最大幅員 (1m を超えるものにあつては、1m) 以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。
	【その他】	
	① 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、緩降機の上端と架空電線との間隔は 2m 以上とすること。ただし、当該架空電線の部分を絶縁性能を有するもので保護する等安全と認められる措置を講じた場合は、この限りでない。 ② 緩降機をつり下げるフックの取付位置は、床面から 1.5m 以上 1.8m 以下の高さとする。 ③ 緩降機のロープの長さは、取付位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等からプラスマイナス 0.5m の範囲となるように設定すること。	

滑 り 台	取 付 部	
	開口部の大きさ	操 作 面 積
	滑り台の滑り面 部分の最大幅以上 0.8m 以上 1.2m 以下 F.L. ① 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m 以下の高さとする。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合は、この限りでない。 ② 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、窓、扉等が滑り台の使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、滑り台の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものについては、この限りでない。	① 器具を使用するのに必要な広さを有すること。
	降下空間	避難空地
	0.2m 以上 1m 以上 ① 滑り面から上方に 1m 以上及び滑り台の両端からそれぞれ外方向に 0.2m 以上の範囲。	滑り台 1.5m 以上 0.5m 以上 0.5m 以上 ① 避難空地には、当該避難空地の最大幅員 (1m を超えるものにあつては、1m) 以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。 ② 滑り台の下部先端から前方 1.5m 以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ 0.5m 以上の範囲
【その他】 ① 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、滑り台の上端と架空電線との間隔は 2m 以上とすること。ただし、当該架空電線の部分を絶縁性能を有するもので保護する等安全と認められる措置を講じた場合は、この限りでない。 ② 滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。		

滑り棒・避難ロープ	取 付 部	
	開口部の大きさ	操 作 面 積
	① 床面の部分に設ける場合は、直径 0.5m 以上の円が内接することができるものであること。 ② 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m 以下の高さとする。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合は、この限りでない。 ③ 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、窓、扉等が滑り棒又は避難ロープの使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、滑り棒又は避難ロープの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものについては、この限りでない。	① 器具の水平投影面積は操作面積から除く。 ② 滑り棒又は避難ロープの操作に支障がないこと。
	降下空間	避難空地
	① 器具を中心とした半径 0.5m の円柱形の範囲。ただし、避難ロープにあつては、壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない。	① 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1m を超えるものにあつては、1m）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。 ② 避難上支障のない広さとする。
【その他】 ① 避難ロープを使用状態にした場合における当該避難ロープの最下部から降着面等までの高さは、0.5m 以下であること。 ② 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、滑り棒又は避難ロープの上端と架空電線との間隔は 2m 以上とすること。ただし、当該架空電線の部分を絶縁性能を有するもので保護する等安全と認められる措置を講じた場合は、この限りでない。 ③ 滑り棒は、取付部の開口部の下端から 1.5m 以上の高さから降着面等まで設置すること。		

避難用タラップ・避難橋	取 付 部	
	開口部の大きさ	操 作 面 積
		① 器具を使用するのに必要な広さを有すること。
	降下空間	避難空地
	 ① 器具の踏面から上方 2m 以上及び器具の最大幅以上の範囲。	① 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1m を超えるものにあつては、1m）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。 ② 避難上支障のない広さとする。
【その他】 ① 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、避難用タラップ又は避難橋の上端と架空電線との間隔は 2m 以上とすること。ただし、当該架空電線の部分を絶縁性能を有するもので保護する等安全と認められる措置を講じた場合は、この限りでない。 ② 避難用タラップを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリアの部分に設けること（避難器具専用室内に設ける場合を除く。）。 ③ 下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上 1.8m 以上の位置であること。 ④ 避難用タラップ又は避難橋の設置されている階の部分から当該器具に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。		

救 助 袋 (斜 降 式)	取 付 部	
	開口部の大きさ	操 作 面 積
	① 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m 以下の高さとする。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合は、この限りでない。 ② 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、窓、扉等が救助袋の使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、救助袋の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものについては、この限りでない。	① 幅 1.5m × 奥行 1.5m (器具の設置部分を含む。)。ただし、操作に支障のない範囲 (操作面積が 2.25㎡ 以上の場合に限る。) 内で形状を変えることができる。
	降下空間	避難空地
	① 防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔 (最上部を除く。) は、0.3m (庇等の突起物がある場合にあつては、救助袋と突起物との先端との間隔は 0.5m (突起物が入口金具から下方 3m 以内の場合は 0.3m)) 以上とすることができる。	① 避難空地には、当該避難空地の最大幅員 (1m を超えるものにあつては、1m) 以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。 ② 展張した袋本体の下端から前方 2.5m 及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ 1m 以上の幅。
【その他】 ① 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、救助袋の上端と架空電線との間隔は 2m 以上とすること。ただし、当該架空電線の部分を絶縁性能を有するもので保護する等安全と認められる措置を講じた場合は、この限りでない。 ② 下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること。 ③ 袋本体の下部出口部と降着面等からの高さは、無荷重の状態において 0.5m 以下であること。		

救助袋 (垂直式)	取 付 部	
	開口部の大きさ	操 作 面 積
	① 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から 1.2m 以下の高さとする。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合は、この限りでない。 ② 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合は、ストッパー等を設け、窓、扉等が救助袋の使用中に閉鎖しない措置を講じること。ただし、救助袋の操作及び降下に支障を生じるおそれのないものについては、この限りでない。	① 幅 1.5m × 奥行 1.5m (器具の設置部分を含む。)。ただし、操作に支障のない範囲 (操作面積が 2.25 ㎡以上の場合に限る。) 内で形状を変えることができる。
	降下空間	避難空地
	① 救助袋を中心とした半径 1m 以上の円柱形の範囲。 ② 救助袋と壁との間隔は 0.3m (底等の突起物がある場合にあつては、救助袋と突起物の先端との間隔は 0.5m (突起物が入口金具から下方 3m 以内の場合は 0.3m)) 以上とすることができる。	① 避難空地には、当該避難空地の最大幅員 (1m を超えるものにあつては、1m) 以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。 ② 降下空間の水平投影面積以上の面積。
【その他】 ① 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m 以上とするとともに、救助袋の上端と架空電線との間隔は 2m 以上とすること。ただし、当該架空電線の部分を絶縁性能を有するもので保護する等安全と認められる措置を講じた場合は、この限りでない。 ② 降下空間及び避難空地を共用して器具を設ける場合は、器具相互の外面を 1m まで接近させることができる。		

避難器具用ハッチに格納した救助袋	取付部	
	開口部の大きさ・操作面積	
	① 器具の水平投影面積は操作面積から除く。 ② 救助袋の操作に支障がないこと。	
	降下空間	避難空地
	① 避難器具用ハッチの開口部から降着面等まで当該避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲。	① 降下空間の水平投影面積以上の面積。 ② 避難階の避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1mを超えるものにあつては、おおむね1m）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。
【その他】 ① 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること（避難器具専用室に設ける場合を除く。）。 ② 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。 ③ 下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上1.8m以上の位置であること。		

イ 規則第 27 条第 1 項第 4 号ホ(ロ)及び第 5 号ニ(ロ)に規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね 2 m²以上の床面積を有し、かつ、手すり、その他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これに準ずる場所をいう。

なお、その他これに準ずる場所とは、屋上、陸屋根、若しくは地階に設けられたドライエリア等が該当するものとする。

(2) 取付け方法等

避難器具の取付け方法並びに避難器具を固定部に取り付けるための取付け具の構造、強度、取付け具を固定する場合の方法、施工基準等は、2 号告示第 8 の規定によること。

3 設置個数の減免

規則第 26 条の規定による避難器具の設置個数の減免に係る取扱いは、次によること。

(1) 規則第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「バルコニーその他これに準ずるもの」とは、次によること。

ア バルコニー（開放廊下を含む。）は、耐火構造とし、その周囲に高さが 110 c m 以上の手すり壁、さく又は金網を堅固に固定して設けたものであること。

イ 「その他これに準ずるもの」は、庇、床又は構造体の突出部がこれに該当し、これらの構造は、次によること。

(ア) 傾斜のある場合

避難時の予想される荷重に十分耐えられるものであり、その上面の傾斜（内側に傾斜がある場合を除く。）が 1/10 以下で、幅（幅は外壁、柱等の外面から測るものとする。）を 80 c m 以上とし、その周囲には高さが 110 c m 以上の手すり壁、さく若しくは金網を設けるか又は外壁、柱等に高さが 90 c m 前後の手すり棒を設けたものであること。

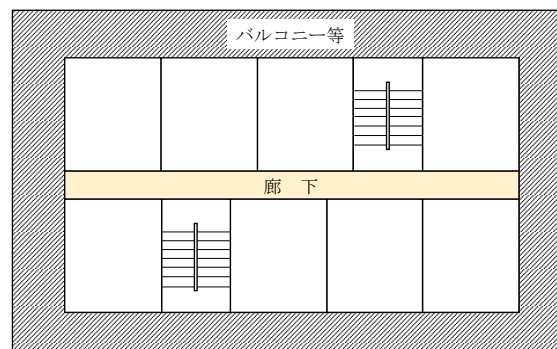
(イ) 傾斜のない場合

避難時の予想される荷重に十分耐えられるものであり、その幅は 50 c m 以上のものであること。ただし、幅が 80 c m 未満の場合には、前(ア)の手すり壁、さく、金網又は手すり棒を設けたものであること。

(2) 規則第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「バルコニーその他これに準ずるものが避難上有効に設けられている」とは、次の場合をいう。

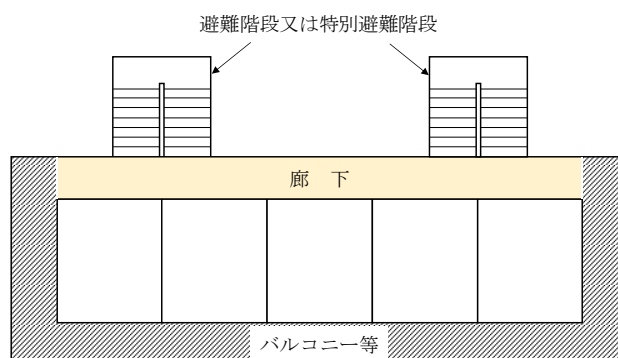
なお、バルコニー等に隔壁が設けられ、又は障害物が置かれている場合で、当該隔壁等を容易に破壊し、又は除去することができるものを含むものとする。

ア 建築物の周囲（内側を含む。）にバルコニー等が設けられた場合（第 16-1 図参照）



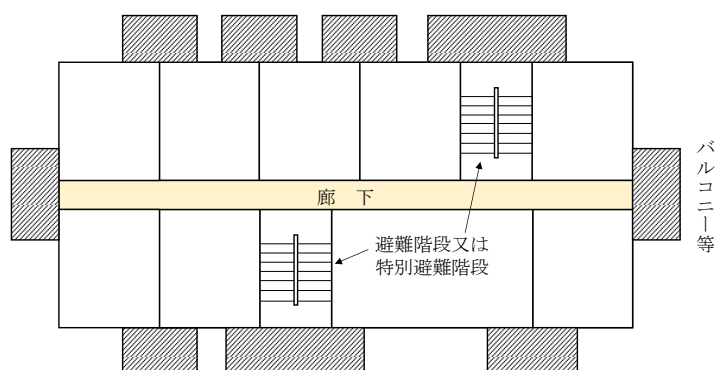
< 第 16-1 図 >

- イ 建築物の居室の外気に面する部分及びその他の部分にバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの 2 以上に移行できる場合（第 16-2 図参照）



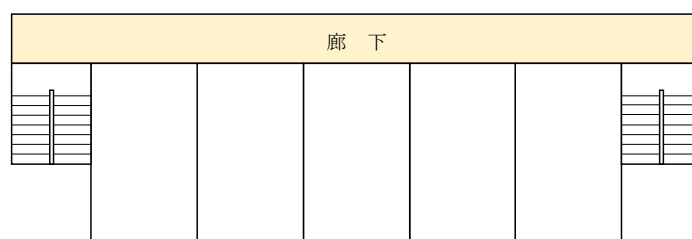
< 第 16-2 図 >

- ウ 建築物の居室間を相互に連絡できるようなバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれか 2 以上に移行できる場合（居室間の隔壁が不燃材料で造られている場合に限る。）（第 16-3 図参照）



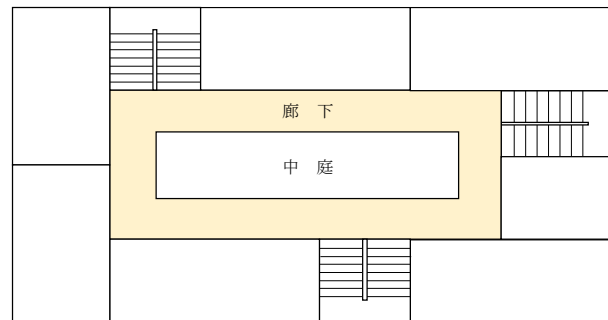
< 第 16-3 図 >

- (3) 規則第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「あらゆる部分から」とは、居室の出入口からをいう。
- (4) 規則第 26 条第 5 項第 1 号へに規定する「2 以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうちの 2 以上のものに到達しうよう設けられている」とは、次の場合をいう。
- ア 建築物の両端のそれぞれに直通階段が設けられた場合（第 16-4 図参照）



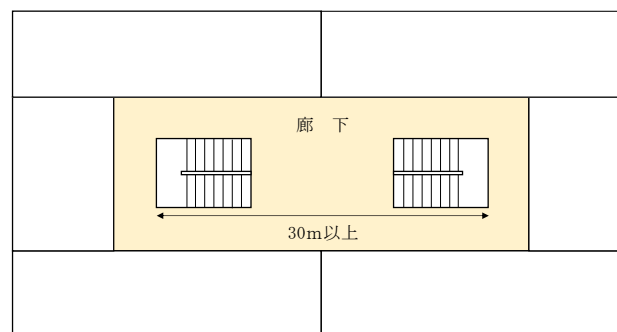
< 第 16-4 図 >

イ 建築物の周囲（内側を含む。）に廊下が設けられ、いずれの部分で火災が生じても異なる 2 方向に避難できるための直通階段が設けられた場合（第 16-5 図参照）



< 第 16-5 図 >

ウ 階段、エレベーター、便所等が建築物の中心部に集中したコア型の建築物については、いずれの部分で火災が発生しても異なる 2 方向に避難できるよう、2 以上の直通階段が設置され、かつ、これらの階段の間隔が水平距離にして 30m 以上となるように設けられた場合（第 16-6 図参照）



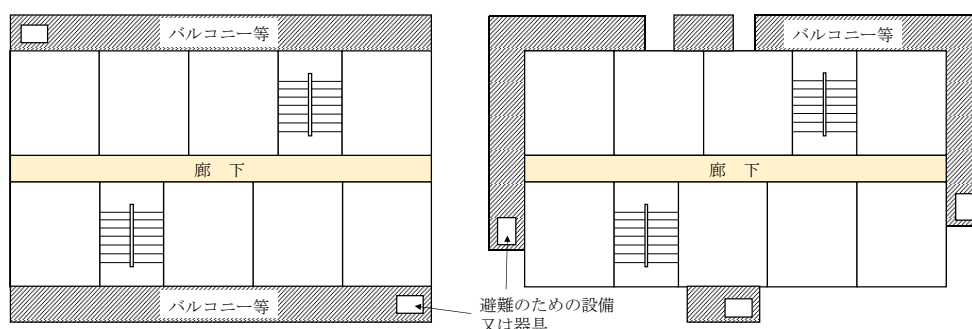
< 第 16-6 図 >

(5) 規則第 26 条第 5 項第 2 号ロに規定する「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられており」とは、次の場合をいう。

ア 前(2).ア及びイに適合する場合

イ 建築物の居室と他の居室とを区画する壁が不燃材料で造られ、隣接の居室とを相互に連絡できるバルコニー等が設けられた場合

なお、独立したバルコニー等については、それぞれに避難のための設備又は器具を設けること。（第 16-7 図参照）



< 第 16-7 図 >

- (6) 規則第 26 条第 5 項第 2 号ロに規定する「階段その他の避難のための設備若しくは器具」とは、次のものをいう。
- ア 「設備」とは、各階のバルコニー等に設けた階段、傾斜路等をいう。
- イ 「器具」とは、各階のバルコニー等に設けた避難用タラップ、避難はしご、緩降機、救助袋等をいう。
- (7) 規則第 26 条第 5 項第 2 号ロに規定する「他の建築物に通ずる設備若しくは器具」とは、次のものをいう。
- ア 「設備」とは、渡り廊下等をいう。
- イ 「器具」とは、避難橋等をいう。

4 標識

- (1) 規則第 27 条第 1 項第 3 号に規定する避難器具の設置の表示は、2 号告示第 5 の規定によるほか、第 26「標識」の定めるところによること。★
- (2) 避難空地に物品等が存置されるおそれがある場所については、第 26「標識」に定める標識、ゼブラマーク等のペイント表示を設けること。◇
- (3) 避難器具の設置場所の発見が困難な場合は、避難器具が設けられている位置まで誘導する標識を設けること。◇

5 特定一階段等防火対象物に設ける避難器具

特定一階段等防火対象物（規則第 23 条第 4 項第 7 号へに規定する特定一階段等防火対象物をいう。以下この第 16 において同じ。）に設ける避難器具については、規則第 27 条第 1 項第 1 号、第 3 号イ及びハの規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第 27 条第 1 項第 1 号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、前 2. (1). イによること。
- (2) 規則第 27 条第 1 項第 1 号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、避難器具を常時組み立てた状態で設置する等、避難器具が常時使用できる状態で設置された場合をいう。
- (3) 規則第 27 条第 1 項第 1 号ハに規定する「一動作（開口部を開く動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で、容易かつ確実に使用できるもの」とは、一動作型避難器具として開発されたもののほか、次のものをいう。
- ア 緩降機の調速器の安全環がアーム先端の吊り輪に掛けられ、止め金具を確実に締め上げ、容易に取り外せない状態で設置されているもの。
- イ 避難器具が取付け金具、建築物等へ固定されているもので、避難器具を使用可能な状態にするための動作が一動作であるもの。

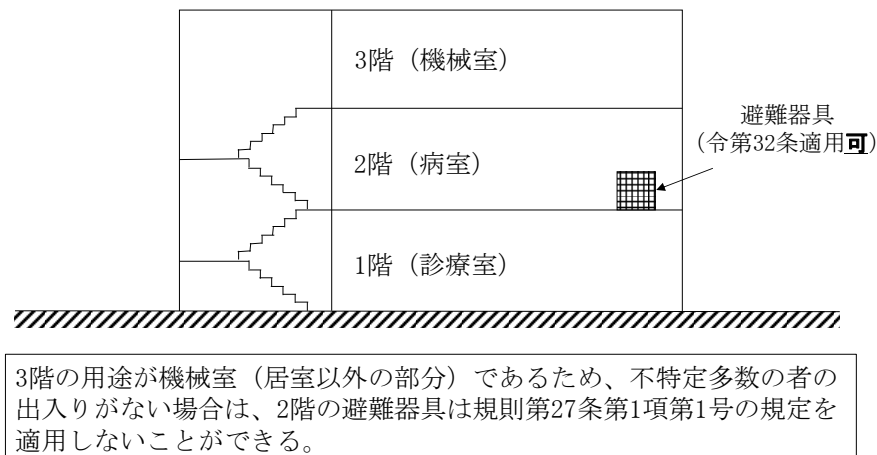
6 特例基準

- (1) 特定一階段等防火対象物
- ア 特定一階段等防火対象物において、令第 4 条の 2 の 2 第 2 号括弧書に規定する避難階以外の階の全ての部分が次のいずれかに該当する場合は、当該防火対象物に設置する避

難器具については、規則第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しないことができるものとする。

(ア) 機械室、倉庫等の居室以外の部分であって、不特定多数の者の出入りがないもの。

(第 16-8 図参照)

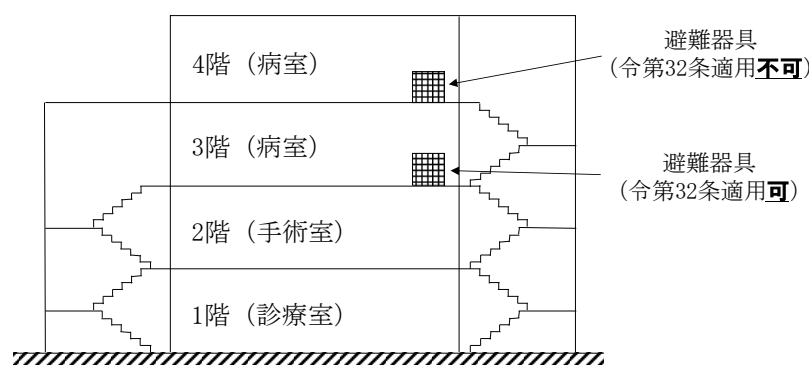


< 第 16-8 図 >

(イ) 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、第 2 章第 1 「令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱い」 1. (2). イにより、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われるもの。

(ウ) 一般住宅の用途に供される部分であって、第 2 章第 1 「令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱い」 1. (5). エ. (ア)により、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われるもの。

イ 特定一階段等防火対象物の階のうち、避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が 2 以上設けられている場合は、当該階に設置する避難器具については、規則第 27 条第 1 項第 1 号の規定を適用しないことができるものとする。(第 16-9 図参照)



3階は地上に直通する階段が2箇所あるため、3階に設置する避難器具は、規則第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる。
4階は地上に直通する階段が1箇所しかないため、令第32条の適用不可。

< 第 16-9 図 >

(2) 屋外階段の代替

ア 令第 25 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる防火対象物の階（令別表第 1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階を除く。）のうち、避難階に至る直通階段が 2 以上設けられている場合で、当該階段のいずれかが屋外階段（避難階段又は特別避難階段を除く。）であるときは、令第 25 条第 2 項第 1 号及び規則第 26 条の規定により当該階に設置が必要となる避難器具の個数から当該屋外階段の数を減じて差し支えないものとする。

イ 令第 25 条第 1 項各号に掲げる防火対象物の階において、屋外階段（建基令第 5 章第 2 節の規定により最低限度必要となる階段を除く。）が設置されている場合は、令第 25 条第 2 項第 1 号及び規則第 26 条の規定により当該階に設置が必要となる避難器具の個数から当該屋外階段の数を減じて差し支えないものとする。

(3) 複数の屋上等が存在する防火対象物

部分的な壁面の後退等により、避難器具を設置する部分の降着面等に屋上、バルコニー等（以下この第 16 において「屋上等」という。）が存在し、地上面までの降下が困難である形状の防火対象物のうち、次の全ての要件に適合する場合は、避難器具を屋上等まで降下できるよう設置すれば足りるものとする。（第 16-10 図参照）

なお、設置する避難器具は、降着する屋上等を地上面とみなし、令第 25 条第 2 項第 1 号に応じたものを設置できるものとする。

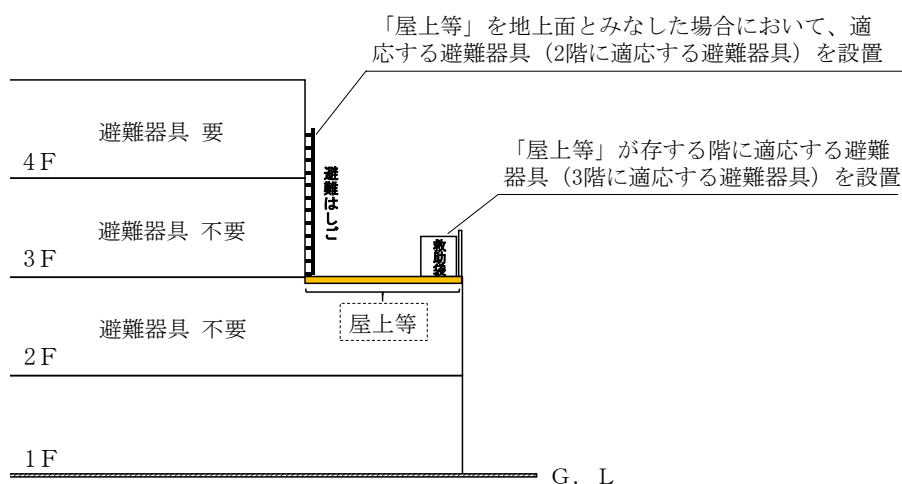
ア 屋上等は、避難空地を有していること。

イ 屋上等から地上までは、次のいずれかにより避難できること。

(ア) 避難階段又は特別避難階段（屋外に設けるものに限る。）

(イ) 屋上等が存する階に適応する避難器具

ウ 屋上等の降着面等から前イ.(ア)又は(イ)へ至る部分は、屋内を経由せずに到着できるものであり、かつ、避難上有効な通路が確保されていること。



< 第 16-10 図（令第 25 条第 1 項第 1 号の防火対象物の場合の例） >